

第一章 総則	第一節 総則（第一条—第二十一条）
第二章 強制執行	第一節 総則（第二十二条—第四十二条）
第三章 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行	第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行
第四章 不動産に対する強制執行	第一款 不動産に対する強制執行
第五章 債権（第二百二十二条—第二百四十四条）	第二目 強制競売（第四十五条—第九十条）
第六章 強制競売（第二百四十五条—第二百四十九条）	第三目 強制管理（第九十三条—第一百十一条）
第七章 船舶に対する強制執行（第二百五十二条—第二百五十五条）	第二款 船舶に対する強制執行（第二百五十二条—第二百五十五条）
第八章 動産に対する強制執行（第二百五十六条—第二百五十九条）	第三款 動産に対する強制執行（第二百五十六条—第二百五十九条）
第九章 債権及びその他の財産権に対する強制執行	第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行
第十章 強制執行等（第二百五十三条—第二百六十七条）	第一目 債権執行等（第二百五十三条—第二百六十七条）
第十一章 少額訴訟債権執行（第二百六十八条—第二百六十九条）	第二目 少額訴訟債権執行（第二百六十八条—第二百六十九条）
第十二章 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行（第二百六十九条）	第三目 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行（第二百六十九条）
第十三章 担保権の実行としての競売等（第二百八十条—第二百九十五条）	第四章 債務者の財産状況の調査
第十四章 財産開示手続（第二百九十六条—第二百九十九条）	第一節 財産開示手続（第二百九十六条—第二百九十九条）
第十五章 罰則（第二百十二条—第二百十五条）	第二節 第二百十二条—第二百十五条
附則	附則

（趣旨）	（執行裁判所）
第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査（以下「民事執行」と総称す）	第二章 民事執行は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。
第二節 総則	第三章 民事執行に関する裁判所をもつて執行裁判所を執行官の所属する地方裁判所をもつて執行裁判所とする。
（執行機関）	（執行抗告）
（執行抗告）	（執行抗告）

（任意的口頭弁論）	（審尋）
（執行裁判所のする裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。）	第五条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。（執行官等の職務の執行の確保）
（執行抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内に、抗告状を原裁判所に提出しなければならない。）	第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。ただし、第六十四条の二第五項（第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく職務の執行については、この限りでない。
（執行抗告は、最高裁判所規則で定めるところにより記載しなければならない。）	第七条 執行抗告の理由は、最高裁判所規則で定めるところにより記載しなければならない。
（執行抗告は、原裁判所は、執行抗告を却下しなければならない。）	第八条 執行抗告は、原裁判所は、執行抗告を却下しなければならない。

（立会人）	（立会人）
（執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。（休日又は夜間の執行）	2 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。（休日又は夜間の執行）
（第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。）	3 第七条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。（休日又は夜間の執行）
（第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。）	4 第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。
（第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。）	5 第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。

（第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。）	6 第九条 執行裁判所は、執行抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで原裁判の執行の停止若しくは民事執行の手続の全部若しくは一部の停止を命じ、又は担保を立てさせてこれらの続行を命ぜることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、これらの処分を命ぜることができる。
（第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。）	7 第十条 執行裁判所は、抗告状又は執行抗告の理由書に記載された理由に限り、調査する。ただし、原裁判に影響を及ぼすべき法令の違反又は事実の誤認の有無については、職権で調査することができる。
（第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。）	8 第十一条 第五項の規定による決定に対しては、執行抗告をすることができる。
（第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。）	9 第十二条 第六項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 前項の規定により申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。  
**(担保の提供)**

5 前項の規定により申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。  
(担保の提供)

事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。  
(官庁等に対する援助請求等)

事件の記録の閲覧若しくは贋写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

(平成二十三年法律第五十一号)の規定を準用することとされる事件を含む。、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五

(平成二十三年法律第五十一号)の規定を準用することとされる事件を含む)、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に

地を管轄する地方裁判所（家庭事件における裁判に係るものにあつては、家庭裁判所。以下この項において同じ。）が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえる

地を管轄する地方裁判所（家庭事件における裁判に係るものにあつては、家庭裁判所。以下この項において同じ。）が管轄し、この普通裁判所

は担保を立てるべきことを命じた裁判所（以下この項において「発令裁判所」という。）又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は発令裁判所が相当と認める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならぬ。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。民事訴訟法第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

（送達の特例）

**第十六条** 民事執行の手続について、執行裁判所に対し申立て、申出若しくは届出をし、又は執行裁判所から文書の送達を受けた者は、送達を受けるべき場所（日本国内に限る。）を執行裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ができる。

2 民事訴訟法第一百四条第二項及び第三項並びに第一百七条の規定は、前項前段の場合について準用する。

3 第一項前段の規定による届出をしない者（前項において準用する民事訴訟法第一百四条第三項に規定する者を除く。）に対する送達は、事件の記録に表れたその者の住所、居所、営業所又は事務所においてする。

4 前項の規定による送達をすべき場合において、第二十条において準用する民事訴訟法第六条の規定により送達をすることができないときは、裁判所書記官は、同項の住所、居所、営業所又は事務所において、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるものに付して発送することができる。この場合においては、民事訴訟法第一百七条第二項及び第三項の規定を準用する。

（民事執行の事件の記録の閲覧等）

**第十七条** 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、

**第十八条** 民事執行のため必要がある場合には、執行裁判所又は執行官は、官署又は公署に対し、援助を求めることができる。

前項に規定する場合には、執行裁判所又は執行官は、民事執行の目的である財産（財産が土地である場合にはその上にある建物を、財産が建物である場合にはその敷地を含む。）に対し、課される租税その他の公課について、所管の官署又は公署に対し、必要な証明書の交付を請求することができる。

前項の規定は、民事執行の申立てをしようとする者がその申立てのため同項の証明書を必要とする場合について準用する。

（専属管轄）

**第十九条** この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

（民事訴訟法の準用）

**第二十条** 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。（最高裁判所規則）

**第二章 強制執行**

**第一節 総則**

（債務名義）

**第二十二条** 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一 確定判決

二 仮執行の宣言を付した判決

三 抗告によらなければ不服を申し立てるところができない裁判（確定しなければその効力を產生しない裁判にあつては、確定したものに限る。）

三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令

三の三 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令

四 仮執行の宣言を付した支払督促

四の二 訴訟費用、和解の費用若しくは非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続支払件

2 これができる債務者の財産の所在地を管轄する  
地方裁判所が管轄する。  
3 前項に規定する地方裁判所は、同項の訴えの規定においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかるわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

4 第一項に規定する家庭裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかるわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

5 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないとき、又は民事訴訟法第一百八十八条各号（家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第七十九条の二において適用する場合を含む。）に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならない。

6 執行裁判においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならぬ。い。  
(強制執行の実施)

**第二十五条** 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を交付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する。

2 (執行文の付与)  
**第二十六条** 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてそのまま原本を保存する公証人が付与する。  
2 執行文の付与は、債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をることができる場合に、その旨を債務名義の正本の末尾に付記する方法により行う。  
**第二十七条** 請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合においては、執行文は、債権者が

その事実の到来したことを証する文書を提出したとき限り、付与することができる。

**2 債務名義に表示された当事者以外の者を債務者とする執行文は、その者に対し、又はその者のために強制執行をすることができる。これが裁判所書記官若しくは公証人に明白であるとき、又は債権者がそのことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。**

執行文は、債務名義について次に掲げる事由のいずれかがあり、かつ、当該債務名義に基づく不動産の引渡し又は明渡しの強制執行をする前に当該不動産を占有する者を特定することを困難とする特別の事情がある場合において、債権者がこれらを証する文書を提出したときにより、債務者を特定しないで、付与することができる。

債務名義が不動産の引渡し又は明渡しの請求権を表示したものであり、これを本案とする占有移転禁止の仮処分命令（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第二十五条の二第一項に規定する占有移転禁止の仮処分命令をいう。）が執行され、かつ、同法第六十二条第一項の規定により当該不動産を占有する者に対して当該債務名義に基づく引渡し又は明渡しの強制執行をすることができるものであること。

**二 債務名義が強制競売の手続（担保権の実行としての競売の手続を含む。以下この号において同じ。）における第八十三条第一項本文（第一百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「引渡命令」という。）であり、当該強制競売の手続において当該引渡命令の引渡義務者に対し次のいかなるまでのいかの保全処分及び公示保全処分（第五十五条第一項に規定する公示保全処分をいう。以下この項において同じ。）が執行され、かつ、第八十三条の二第二項（第一百八十七条第五項又は第一百八十八条において準用する場合を含む。）の規定により当該不動産を占有する者に対する当該引渡命令に基づく引渡しの強制執行をすることができるものであること。**

イ 第五十五条第一項第三号（第一百八十八条において準用する場合を含む。）に掲げる保全処分及び公示保全処分

ロ 第七十七条第一項第三号（第一百八十八条において準用する場合を含む。）に掲げる

ハ 第百八十七条第一項に規定する保全処分

又は公示保全処分（第五十五条第一項第三号に掲げるものに限る。）

号に掲げるものに限る。）

は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証明したときに限り、開始することができる。

**2 債務者の給付が、他の給付について強制執行の目的を達することができない場合に、他の給付に代えてすべきものであるときは、強制執行は、債権者が他の給付について強制執行の目的を達することができなかつたことを証明したときに限り、開始することができる。**

**（執行文の付与等に関する異議の申立て）**

**第三十二条** 執行文の付与の申立てに関する処分

に対する申立ては、裁判所書記官の処分にあつてはその裁決所書記官の所属する裁判所に、公証人の処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることができる。

**（債務名義等の送達）**

**第二十九条** 強制執行は、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本があらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができます。第二十七条の規定により執行文が付与された場合においては、執行文及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に送達されなければならない。

（期限の到来又は担保の提供に係る場合の強制執行）

第三十条 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後に限り開始することができる。

（反対給付又は他の給付の不履行に係る場合の強制執行）

第三十一条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証明したときに限り、開始することができる。

損害賠償命令事件が係属していた地方裁判所

一の三 第二十二条第三号の三に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち届出債権支払命令並びに簡易確定手続における届出債権の認否及び和解に係るもの簡易確定手続が係属していた地方裁判所

二 第二十二条第四号に掲げる債務名義のうち次号に掲げるものの以外のもの、仮執行の宣言を付した支払督促を発した裁判所書記官の所屬する簡易裁判所（仮執行の宣言を付した支払督促に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）

三 第二十二条第四号に掲げる債務名義のうち民事訴訟法第一百三十二条の十第一項本文の規定による支払督促の申立て又は同法第四百二条第一項に規定する方式により記載された書面をもつてされた支払督促の申立てによるもの、当該支払督促の申立てについて同法第三百九十八条（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされる裁判所

四 第二十二条第四号の二に掲げる債務名義同号の処分をした裁判所書記官の所属する裁判所

五 第二十二条第五号に掲げる債務名義債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所（この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する裁判所）

六 第二十二条第七号に掲げる債務名義のうち和解若しくは調停（上級裁判所において成立した和解及び調停を除く。）又は労働審判係るものの（第一号の二及び第一号の三に掲げるものを除く。）和解若しくは調停が成立した簡易裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所（簡易裁判所において成立した和解又は調停に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）又は労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所

（執行文付与に対する異議の訴え）

**第三十四条** 第二十七条の規定により執行文が付与された場合において、債権者の証明すべき事実の到来したこと又は債務名義に表示された當

事者以外の者に対し、若しくはその者のために強制執行をすることができるることについて異議のある債務者は、その執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるために、執行文付与に対する異議の訴えを提起することができる。

2 異議の事由が数個あるときは、債務者は、同時に、これを主張しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(請求異議の訴え)

**第三十五条 債務名義** (第二十二条第二号又は第三号の二から第四号までに掲げる債務名義で確定前のものを除く。以下この項において同じ。)に係る請求権の存在又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるために、請求異議の訴えを提起することができる。裁判以外の債務名義について異議のある債務者も、同様とする。

2 確定判決についての異議の事由は、口頭弁論の終結後に生じたものに限る。

3 第三十三条第一項及び前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行停止の裁判)

**第三十六条 執行文付与に対する異議の訴え又は異議のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事実上の点について疎明があつたときは、受訴裁判所は、申立てにより、終局判断において次条第一項の裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てさせて強制執行の続行を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの处分を命ずることができ。前項の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。**

2 第一項に規定する事由がある場合において、急迫の事情があるときは、受訴裁判所は、申立てにより、同項の規定による裁判の正本を提出すべき期間を定めて、同項に規定する处分を命ずることができる。この裁判は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起においても、することができる。

4 前項の規定により定められた期間を経過したとき、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

2 前条第二項の規定は、第一項の訴えについて准用する。

(請求異議の訴え)

**第三十七条 受訴裁判所は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについての終局判決において、前条第一項に規定する処分を命じ、又は既にした同項の規定による裁判を取り消し、変更し、若しくは認可することができればならない。**

2 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(第三者異議の訴え)

**第三十八条 強制執行の目的物について所有権その他の目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に對し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができます。**

2 前項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

3 前二条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

(強制執行の停止)

**第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。**

一 債務名義(執行証書を除く。)若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本

二 審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本

三 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する調書の正本その他の裁判所書記官の作成した文書

4 前項の規定は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。

2 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合には適用しない。

3 第二項の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

(強制執行の停止)

**第四十条 前条第一項第一号から第六号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。**

2 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合には適用しない。

3 第一项第八号に掲げる文書のうち弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書の提出による強制執行の停止は、二回に限り、かつ、通じて六月を超えることができない。

(執行処分の取消し)

**第四十一条 強制執行は、その開始後に債務者が死亡した場合の強制執行の続行**

2 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合には適用しない。

3 第二項の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

(強制執行の停止)

**第四十二条 強制執行は、その特別代理人について準用する。**

2 前項の場合において、債務者の相続人の存在又はその所在が明らかでないときは、執行裁判所は、申立てにより、相続財産又は相続人のために、特別代理人を選任することができる。

3 民事訴訟法第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の特別代理人について準用する。

4 第一項の規定による裁判所書記官の処分は、記官の処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、同項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。

5 第五項の規定による異議の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

6 執行裁判所は、第四項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、同項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。

7 第五項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第五項、第七項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。

8 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。

9 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、第四項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第五項、第七項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。

**第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行**

**第一款 不動産に対する強制執行**

2 (不動産執行の方法)

**第四十三条 不動産(登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。)に対する強制執行(以下「不動産執行」といいう。)は、強制競売又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。**

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共有持分は、不動産とみなす。

(執行裁判所)

**第四十四条 不動産執行については、その所在地の建物が数個の地方裁判所の管轄区域にまたがって存在する場合には、その建物に対する強制執行については建物の存する土地の所在地を管**

轄する各地方裁判所が、その土地に対する強制執行については土地の所在地を管轄する地方裁判所又は建物に対する強制執行の申立てを受けた地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

3 前項の場合において、執行裁判所は、必要があると認めるときは、事件を他の管轄裁判所に移送することができる。

4 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

## 第二回 強制競売

(開始決定等)

**第四十五条** 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その開始決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言しなければならない。

2 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。

3 強制競売の申立てを却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

(差押えの効力)

**第四十六条** 差押えの効力は、強制競売の開始決定が債務者に送達された時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定の送達前にされたときは、登記がされた時に生ずる。

2 差押えは、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。

**第四十七条** 強制競売又は担保権の実行としての競売(以下この節において「競売」という。)の開始決定がされた不動産について強制競売の申立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制競売の開始決定をするものとする。

2 先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の手続が取り消されたときは、執行裁判所は、新たに配当要求の開始決定に基づいて手続を続行しなければならない。

3 前項の場合において、後の強制競売の開始決定が配当要求の終期後の中止に係るものであるときは、裁判所書記官は、新たに配当要求の終期を定めなければならない。この場合において、既に第五十条第一項(第一百八十八条规定)の届出をした者に対しては、第四十九条第二項の規定による催告は、要しない。

4 前項の規定による裁判所書記官の処分に対しても、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

5 第一条第一項(第二号又は第二号に掲げる者は、配当要求の終期までにされた申立てに係るものに限る。)に基づいて手続を続行する旨の裁判をすることはできない。ただし、先の開始決定に係る強制競売が停止されたときは、執行裁判所は、申立てにて準用する。

6 先の開始決定に係る強制競売又は競売の手続が生ずるときは、執行裁判所は、申立てにて准用する。ただし、この限りでない。

7 前項の申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

(差押えの登記の嘱託等)

**第四十八条** 強制競売の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、直ちに、その開始決定に係る差押えの登記を嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押えの登記をしたときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。

(開始決定及び配当要求の終期の公告等)

**第四十九条** 強制競売の開始決定に係る差押えの効力が生じた場合は、その開始決定前に強制競売又は競売の開始決定がある場合を除く。においては、裁判所書記官は、物件明細書の作成までの手続に要する期間を考慮して、配当要求の終期を定めなければならない。

2 裁判所書記官は、配当要求の終期を定めたときは、開始決定がされた旨及び配当要求の終期を公告し、かつ、次に掲げるものに對し、債権(利息その他の附帯の債権を含む。)の存否並びにその原因及び額を配当要求の終期までに執行裁判所に届け出るべき旨を催告しなければならない。

一 第八十七条第一項第三号に掲げる債権者(抵当証券の所持人にあつては、知っている所持人に限る。)

二 第八十七条第一項第四号に掲げる債権者(裁判所書記官は、特に必要があると認めるとときは、配当要求の終期を延期することができる。)

3 前項の規定による裁判所書記官は、前項の規定により配当要求の終期を延期したときは、延期後の終期を公告する。

4 裁判所書記官は、前項の規定により配当要求の終期を延期したときは、延期後の終期を公告する。

5 第一条第一項(第三項の規定による裁判所書記官の処分に対しても、執行裁判所に異議を申し立てることができる。)

6 第十一条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

(催告を受けた者の債権の届出義務)

**第五十条** 前条第二項の規定による催告を受けた者の債権の届出義務

同項第一号又は第二号に掲げる者は、配当要求の終期までに、その催告に係る事項について届出をしなければならない。

2 前項の届出をした者は、その届出に係る債権の元本の額に変更があつたときは、その旨の届出をしなければならない。

3 前項の規定により届出をすべき者は、故意又は過失により、その届出をしなかつたとき、又は不実の届出をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(配当要求)

**第五十一条** 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本(以下「執行力のある債務名義の正本」という。)を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者及び第一百八十二条第一項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 配当要求を却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(配当要求の終期の変更)

**第五十二条** 配当要求の終期から、三月以内に完却許可決定がされないとき、又は三月以内にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたときは、配当要求の終期は、その終期から三月を経過した日に変更されたものとみなす。ただし、配当要求の終期から三月以内にされた売却許可決定が効力を失つた場合において、第六十七条の規定による次順位買受けの申出について売却許可決定がされたとき(その決定が取り消され、又は効力を失つたときを除く。)は、この限りでない。

3 前項の規定による強制競売の手続の取消しは、配当要求の終期を延期することができる。

(差押えの登記の抹消の嘱託)

**第五十三条** 不動産の滅失その他の売却による不動産の移転を妨げる事情が明らかとなつたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

2 前項の不動産の占有者の占有の権原が差押債権者、仮差押債権者又は第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対することができる。

3 執行裁判所は、債務者以外の占有者に對し第一項の規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、その者を審尋しなければならない。

4 執行裁判所が第一項の規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせることができない。ただし、同項第二号に掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせなければ、同項の規定による決定をしてはならない。

5 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、第一項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

6 第一項又は前項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

7 第五項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

8 第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。

9 前項に規定する決定は、相手方に送達される前であつても、執行することができます。

10 第一項の申立て又は同項（第一号を除く。）の規定による決定の執行に要した費用（不動産の保管のために要した費用を含む。）は、その費用とする。

（相手方を特定しないで発する売却のための保全処分等）

**第五十五条の二** 前条第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定については、当該決定の執行前に相手方を特定することを困難とする特別の事情があるときは、執行裁判所は、相手方を特定しないで、これを発することができる。

2 前項の規定による決定の執行は、不動産の占有を解く際にその占有者を特定することができない場合は、することができない。

3 第一項の規定による決定の執行がされたときは、当該執行によつて不動産の占有を解かれた者が、当該決定の相手方となる。

4 第一項の規定による決定は、前条第八項の期間内にその執行がされなかつたときは、相手方に対して送達することを要しない。この場合において、第十五条第二項において準用する民事訴訟法第七十九条第一項の規定による担保の取消しの決定で前条第四項の規定により立てさせ

た担保に係るものは、執行裁判所が相当と認められる方法で申立人に告知することによつて、その効力を生ずる。

（地代等の代払の許可）

**第五十六条** 建物に対し強制競売の開始決定がされた場合において、その建物の所有を目的とする地代等の代払の許可により、その不払の地代又は借貸を支払わないとときは、執行裁判所は、申立てにより、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。）がその不払の地代又は借貸を債務者に代わつて弁済することを許可することができる。

2 第五十五条第十項の規定は、前項の申立てにており、差押債権者に對抗することができる。要した費用及び同項の許可を得て支払った地代又は借貸について準用する。

（現況調査）

**第五十七条** 執行裁判所は、執行官に對し、不動産の形状、占有関係その他の現況について調査を命じなければならない。

2 執行官は、前項の調査をするに際し、不動産に立ち入り、又は債務者若しくはその不動産を占有する第三者に対し、質問をし、若しくは文書の提示を求めることができる。

3 執行官は、前項の規定により不動産に立ち入る場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

4 執行官は、第一項の調査のため必要がある場合には、市町村（特別区の存する区域にあつては、都）に対し、不動産（不動産が土地である場合にはその上にある建物を、不動産が建物である場合にはその敷地を含む。）に對して課される固定資産税に関して保有する図面その他の資料の写しの交付を請求することができる。

（評価）

**第五十八条** 執行裁判所は、評価人を選任し、不動産の評価を命じなければならない。

2 評価人は、近傍同種の不動産の取引価格、不動産から生ずべき収益、不動産の原価その他の不動産の価格形成上の事情を適切に勘案して、不動産の売却を実施するための評価であることを考慮しなければならない。

（括売却）

**第六十条** 執行裁判所は、評価人の評価に基づいて、不動産の売却の額の基準となるべき価額（以下「売却基準価額」という。）を定めなければならない。

2 執行裁判所は、必要があると認めるときは、売却基準価額を変更することができる。

3 買受けの申出の額は、売却基準価額からその十分の二に相当する額を控除した価額（以下「買受可能価額」という。）以上でなければならぬ。

（売却基準価額の決定等）

**第六十一条** 執行裁判所は、相互の利用上不動産を他の不動産（差押債権者は債務者を異にするものを含む。）と一緒にして同一の買受人に買受けることと相当であると認めるときは、これらの不動産を一括して同一の買受人に買受けることができる。

（不動産の売却）

**第六十二条** 執行裁判所は、次に掲げる事項を記載した物件明細書を作成しなければならない。

2 第十八条第二項並びに前条第二項、第四項及び第五項の規定は、評価人が評価をする場合について準用する。

（売却に伴う権利の消滅等）

**第五十九条** 不動産の上に存する先取特権、使用者の地上権又は賃借権について債務者が地代又は借貸を支払わないとときは、執行裁判所は、申立てにより、差押債権者に對抗することができる。

2 前項の規定により消滅する権利を有する者、差押債権者又は仮差押債権者に對抗することができない不動産に係る権利の取得は、売却によりその効力を失う。

3 不動産に係る差押え、仮差押えの執行及び第一項の規定により消滅する権利を有する者、差押債権者又は仮差押債権者に對抗することができない仮処分の執行は、売却によりその効力を失う。

4 不動産の上に存する留置権並びに使用及び収益をしない旨の定めのない質権で第二項の規定の適用がないものについては、買受人は、これらによつて担保される債権を弁済する責めに任ずる。

5 利害關係を有する者が次条第一項に規定する売却基準価額が定められる時までに第一項、第二項又は前項の規定と異なる合意をした旨の届出をしたときは、売却による不動産の上の権利の変動は、その合意に従う。

（売却基準価額の決定等）

**第六十三条** 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を差押債権者（最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七条第六項の規定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。

1 差押債権者の債権に優先する債権（以下この条において「優先債権」という。）がない場合において、不動産の買受可能価額が執行費用のうち共益費用であるもの（以下「手続費用」という。）の見込額を超えないとき。

2 優先債権がある場合において、不動産の買受可能価額が手続費用及び優先債権の見込額の合計額に満たないとき。

3 差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、優先債権がない場合における手続費用の見込額を超える額（優先債権の見込額の合計額以上の額（以下この項において「申出額」という。）を定めて、次の各号に

より強制競売の開始決定がされた数個の不動産のうち、あるものの買受可能価額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがある場合には、債務者の同意があるときに限る。

（物件明細書）

**第六十四条** 裁判所書記官は、次に掲げる事項を記載した物件明細書を作成しなければならない。

2 第十一条第六項前段及び第九項の規定は、前二項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

3 売却により設定されたものとみなされる地上権の概要

4 執行裁判所に備え置いて一般の閲覧に供し、又は不特定多数の者が当該物件明細書の内容の提供を受けることができるものとして最高裁判所規則で定める措置を講じなければならない。

5 前二項の規定による裁判所書記官の处分に対する異議の申立てがあつた場合について準用する。

（剩余を生ずる見込みのない場合等の措置）

**第六十五条** 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を差押債権者（最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七条第六項の規定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。

1 差押債権者の債権に優先する債権（以下この条において「優先債権」という。）がない場合において、不動産の買受可能価額が執行費用のうち共益費用であるもの（以下「手続費用」という。）の見込額を超えないとき。

2 優先債権がある場合において、不動産の買受可能価額が手続費用及び優先債権の見込額の合計額に満たないとき。

3 差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、優先債権がない場合における手続費用の見込額を超える額（優先債権の見込額の合計額以上の額（以下この項において「申出額」という。）を定めて、次の各号に

掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。ただし、差押債権者が、その期間内に、前項各号のいずれにも該当しないことを証明したとき、又は同項第二号に該当する場合であつて不動産の買受可能額が手続費用の見込額を超える場合において、不動産の売却について優先債権を有する者（買受可能価額で自己の優先債権の全部の弁済を受けることができる見込みがある者を除く。）の同意を得たことを証明したときは、この限りでない。

一 差押債権者が不動産の買受人になることができる場合、申出額に達する買受けの申出がないときは、自ら申出額で不動産を買い受けの旨の申出及び申出額に相当する保証の提供

二 差押債権者が不動産の買受人になることができない場合、買受けの申出の額が申出額に達しないときは、申出額と買受けの申出の額との差額を負担する旨の申出及び申出額と買受可能価額との差額に相当する保証の提供

三 前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、買受可能価額以上の額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者に係る強制競売の手続を取り消さなければならない。

4 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならぬ。

**(売却の方法及び公告)**

第六十四条 不動産の売却は、裁判所書記官の定める売却の方法により行う。

2 不動産の売却の方法は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。

3 裁判所書記官は、入札又は競り売りの方法により売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならない。

5 第三項の場合においては、裁判所書記官は、売却すべき不動産の表示、売却基準価額並びに売却の日時及び場所を公告しなければならない。

4 前項の場合においては、第二十条において準用する民事訴訟法第九十三条第一項の規定にかかるらず、売却定期日は、裁判所書記官が売却を実施させる旨の処分と同時に指定する。

5 第三項の場合においては、裁判所書記官は、売却すべき不動産の表示、売却基準価額並びに売却の日時及び場所を公告しなければならない。

**第六十四条の二 執行裁判所は、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをされた差押債権者を除く。）の申立てがあるときは、執行官に対し、内覧（不動産の買受けを希望する者をこれに立ち入らせて見学させることをいう。以下この条において同じ。）の実施を命じなければならない。ただし、当該不動産の占有者の占有の権原が差押債権者、仮差押債権者及び第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができる場合で当該占有者が同意しないときは、この限りでない。**

一 前項の申立ては、最高裁判所規則で定めるとおり、売却を実施させる旨の裁判所書記官の処分の時までにしなければならない。

2 第二項若しくは第四条の規定により刑罰を有する者に対する命令を受けた執行官は、売却の実施の時までに、最高裁判所規則で定めるところにより内覧への参加の申出をした者（不動産を買取るため、内覧を実施しなければならない）のために、内覧を実施しなければならない。

3 第二項第一項の命令を受けた執行官は、売却の実施の時までに、最高裁判所規則で定めるとおり内覧への参加の申出をした者（不動産を買取るため、内覧を実施しなければならない）のために、内覧を実施しなければならない。

4 第二項第一項の命令を受けた執行官は、内覧参加者であつて内覧の円滑な実施が困難であることが明らかであるときは、第一項の命令を取り消すことができる。

**(売却の場所の秩序維持)**

第六十五条 執行官は、内覧の実施に際し、自ら不動産に立ち入り、かつ、内覧参加者を不動産に立ち入りさせることができる。

6 執行官は、内覧参加者であつて内覧の円滑な実施を妨げる行為をするものに対し、不動産に立ち入ることを制限し、又は不動産から退去させることができる。

**(買受けの申出の保証)**

第六十六条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところによつて、「暴力団員等」といふ。であることを認めたときは、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。

二 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなりつた日から五年を経過しない者（以下この目において「暴力団員等」という。）であることを認めたときは、執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。）を命ずることができる。

一 債務者は不動産の占有者に対し、不動産に對する占有を解いて執行官又は申立人に引き渡すことを命ずること。

二 執行官又は申立人に不動産の保管をさせること。

**(買受けの申出の禁止)**

第六十七条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところによつて、「暴力団員等」といふ。であることを認めたときは、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。

3 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

4 第五十五条第二項の規定は第一項に規定する保全処分について、同条第三項の規定は第一項の申立てについての裁判、前項の規定による裁判又は同項の申立てを却下する裁判に

**二 他の民事執行の手続の売却不許可決定において前号に該当する者と認定され、その売却不許可決定の確定の日から一年を経過しない者**

民事執行の手続における売却に關し刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条から第九十六条の五まで、第百九十七条から第百九十七条の四まで若しくは第百九十八条から第百九十九条の三まで若しくは第百九十八条組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に當する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項（同条第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。）又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の处罚に関する法律（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）

（平成十二年法律第百三十号）第一条第一項、第二条第一項若しくは第四条の規定により刑罰を有する者に対する命令を受けた執行官は、売却の実施に処せられ、その裁判の確定の日から二年を経過しない者

**(債務者の買受けの申出の禁止)**

第六十八条 債務者は、買受けの申出をすることができない。

順位買受けの申出」という。）をすることができる。

（買受けの申出をした差押債権者のための保全処分等）

第六十九条 執行裁判所は、裁判所書記官が入札又は競り売りの方法により売却を実施させても買受けの申出がなかつた場合において、債務者又は不動産の占有者が不動産の売却を困難にする行為をし、又はその行為をするおそれがあるときは、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。次項において同じ。）の申立てにより、債務者又は不動産の占有者が不動産の売却を困難にする行為をし、又はその行為をするおそれがある場合は当該法定代理人、その者が法人である場合にあつてはその代表者）が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、所規則で定めること。

（買受けの申出をした差押債権者のための保全処分等）

第六十条 債務者は、買受けの申出をする場合においては、当該買受けの申出をした者（暴力団員等）の申立てにより、債務者又は不動産の占有者が不動産の売却を困難にする行為をし、又はその行為をするおそれがあるときは、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。次項において同じ。）の申立てにより、債務者又は不動産の占有者が不動産の売却を困難にする行為をし、又はその行為をするおそれがある場合は当該法定代理人、その者が法人である場合にあつてはその代表者）が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、所規則で定めること。

（買受けの申出をした差押債権者のための保全処分等）

第六十一条 債務者は、買受けの申出をする場合においては、当該買受けの申出をした者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなりつた日から五年を経過しない者（以下この目において「暴力団員等」という。）であることを認めたときは、執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。）を命ずることができる。

一 債務者は不動産の占有者に対し、不動産に對する占有を解いて執行官又は申立人に引き渡すことを命ずること。

二 執行官又は申立人に不動産の保管をさせること。

**(買受けの申出の保証)**

第六十二条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところによつて、「暴力団員等」といふ。であることを認めたときは、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。









仮登記を含む。)がされた担保権に基づくもの。

二 仮差押債権者(第一項の期間の満了までに、強制管理の方法による仮差押えの執行の申立てをしたものに限る。)

三 第一項の期間の満了までに配当要求をした債権者(第三項の協議が調わないときは、管理人は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。)の事情を執行裁判所に届け出なければならない。

四 第一百八条(管理人による配当等の額の供託)配当等を受けるべき債権者の債権について第一項各号(第七号を除く。)に掲げる事由があるときは、管理人は、その配当の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。債権者が配当等の受領のために出頭しなかつたときも、同様とする。

(執行裁判所による配当等の実施)執行裁判所は、第一百七条第五項の規定による届出があった場合には直ちに、第一百四条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

(強制競売の規定の準用)第一百十一条(第四十六条第一項、第四十七第二項、第六項本文及び第七項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第八十四条第三項及び第十四項、第八十七条第二項及び第三項並びに第十八項の規定は強制管理について、第八十四条第一項及び第二項、第八十五条並びに第八十九条から第九十二条までの規定は第一百九条の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(船舶執行の方法)第一百十二条(総トン数二十トン以上の船舶(端舟)その他ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。以下この節及び次章においていふこと)船舶に対する強制執行

「船舶」という。)に対する強制執行(以下「船舶執行」という。)は、強制競売の方法により

始決定の時船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(開始決定等)

第一百十三条 船舶執行については、強制競売の手続を開

始するには、強制競売の開始決定をし、かつ、執行官に対し、船舶の国籍を証する文書その他

の船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)を取り上げて執行裁判

所に提出すべきことを命じなければならない。

ただし、その開始決定前にされた開始決定により船舶国籍証書等が取り上げられているとき

は、執行官に対する命令を要しない。

2 強制競売の開始決定においては、債権者のため船舶を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対し船舶の出航を禁止しならなければならぬ。

3 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記命令

前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる。

(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡

命)

等を取り上げなければ船舶執行が著しく困難となるおそれがあるときは、その船舶の船籍の所在地(船籍のない船舶にあつては、最高裁判所の指定する地)を管轄する地方裁判所は、申立てにより、債務者に対し、船舶国籍証書等を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。

急迫の事情があるときは、船舶の所在地を管轄する地方裁判所も、この命令を発することができる。

3 第一項の申立てを却下する裁判に対しても、

前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ない

ですることができる。

4 第十二条の規定は、第一項の規定による決定については適用しない。

5 第十五条の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が

金銭の供託以外の方法で提供されている場合の換価について準用する。

(航行許可)

第一百十八条 執行裁判所は、営業上の必要その他相当の事由があると認める場合において、各債

5 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第五十五条第八項から第十項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(保管人の選任等)

第一百六条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、必要があると認めたときは、強制競売の開始決定がされた船舶について保管人を選任することができる。

2 前項の保管人が船舶の保管のために要した費用(第四項において準用する第一百一条第一項の報酬を含む。)は、手続費用とする。

3 第一項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第一百三条までの規定は、第一項の保管人について準用する。

(保証の提供による強制競売の手続の取消し)

第一百七条 差押債権者の債権について、第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提出されている場合において、債務者が差押債権者及び保証の提供の時(配当要求の終期後については、その終期)までに配当要求をした債権者の債権及び執行費用の総額に相当する保証を買受けの申出前に提供したときは、執行裁判所は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならない。

2 前項に規定する文書の提出による執行停止がその効力を失ったときは、執行裁判所は、同項の規定により提供された保証について、同項の債権者のために配当等を実施しなければならない。この場合において、執行裁判所は、保証の提供として供託された有価証券を取り戻すことができる。

3 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

4 第十二条の規定は、第一項の規定による決定については適用しない。

5 第十五条の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が

文書」とあるのは「文書」と、「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

(第三款 動産に対する強制執行)

第一百二十二条 動産(登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫するとか確実であるもの及び

裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。

権者並びに最高値買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意があるときは、債務者の申立てについての裁判に対する抗告をすることができる。

2 前項の申立てについての裁判に対する抗告をすることができる。

3 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

(事件の移送)

第一百九条 執行裁判所は、強制競売の開始決定がされた船舶が管轄区域外の地に所在することとなつた場合には、船舶の所在地を管轄する地方裁判所に事件を移送することができる。

2 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(船舶国籍証書等の取上げができない場合の強制競売の手続の取消し)

第一百二十条 執行官が強制競売の開始決定の発せられた日から二週間以内に船舶国籍証書等を取上げることができないとときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならない。

2 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(不動産に対する強制競売の規定の準用)

第一百二十二条 前款第一目(第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第五十四条、第五十五条第一項第二号、第五十六条、第六十条の二、第六十五条の二、第六十八条の四、第七十一条第五号、第八十一条及び第八十二条を除く。)の規定は船舶執行について、第四十一条、第五十四条及び第八十二条の規定は船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について、それぞれ準用する。この場合において、第五十一一条第一項中「第八十一条第一項各号に掲げる文書」とあるのは「文書」と、「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

(動産執行の開始等)

第一百二十二条 動産(登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫するとか確実であるもの及び

裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。



費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。

2 執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。  
 (有価証券の裏書等)

**第一百三十八条** 執行官は、有価証券を売却したときは、買受人のために、債務者に代わって裏書又は名義書換えに必要な行為をすることができる。(執行官による配当等の実施)

**第一百三十九条** 債権者が一人である場合又は債務者が二人以上であつて売得金・差押金・現金若しくは手形等の支払金（以下「売得金等」という。）で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債務者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

2 前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。

3 前項の協議が調わないときは、執行官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。

4 第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合について準用する。  
 (配当等を受けるべき債権者の範囲)

**第一百四十条** 配当等を受けるべき債権者は、差押債権者のか、売得金については執行官がその交付を受けるまで（第百三十七条又は民事保全法第四十九条第三項の規定により供託された売得金については、動産執行が続行されることとなるまでに、差押金額についてはその差押えをするまでに、手形等の支払金についてはその支払を受けるまでに配当要求をした債権者とする（執行官の供託）。

**第一百四十二条** 第百三十九条第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配当の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

1 停止条件付又は不確定期限付であるとき。

2 仮差押債権者の債権であるとき。

3 第三十九条第一項第七号又は第一百九十二条において準用する第百八十三条第一項第六号に掲げる文書が提出されているとき。

費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。

2 執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。  
 (執行官による配当等の実施)

**第一百四十二条** 執行裁判所は、第百三十九条第三項の規定による届出があつた場合には直ちに、前項の規定による届出があつた場合には直ちに、供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を行つた債権者に対する配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。  
 (執行裁判所による配当等の実施)

**第一百四十二条** 執行裁判所は、第百三十九条第三項の規定による届出があつた場合には直ちに、前項の規定による届出があつた場合には直ちに、供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を行つた債権者に対する配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。  
 (執行裁判所による配当等の実施)

**第一百四十三条** 債権及び他の財産権に対する強制執行の開始

**第一目 債権執行等**

(債権執行の開始)

**第一百四十三条** 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。）に対する強制執行（第百六十七條の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。）は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(執行裁判所)

**第一百四十四条** 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 差し押さえるべき債権は、その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

3 差押えに係る債権（差押命令により差し押さえられた債権に限る。以下この目において同じ。）について更に差押命令が発せられた場合において、差押命令を発した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を他の執行裁判所に移送することができる。

4 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

四 その債権に係る先取特権又は質権の実行を(差押命令)

**第一百四十五条** 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

2 差押命令は、債務者及び第三債務者を審査を供託しなければならない。

**第一百四十六条** 債務者書記官は、債務者に対する強制執行の開始

**第一目 債権執行等**

(債権執行の開始)

**第一百四十六条** 債権執行は、債務者に対する強制執行の申立てに際して、その間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出（第二十二条において準用する民事訴訟法第百十条第一項各号に掲げる場合にあっては、公示送達の申立て。次項において同じ。）をすべきことを命ずることができる。

7 執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送达をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出（第二十二条において準用する民事訴訟法第百十条第一項各号に掲げる場合にあっては、公示送達の申立て。次項において同じ。）をすべきことを命ずることができる。

6 差押命令の申立てについての裁判に対しても、執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送达をすることができない場合には、差押債権者は、執行裁判所に対する強制執行（第百六十七條の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。）は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(執行裁判所)

**第一百四十七条** 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

2 差し押さえた債権の額が差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所は、他の債権を差し押さえてはならない。

(差押えの範囲)

**第一百四十七条** 執行裁判所は、差し押さえるべき債権の全部について差押命令を発することができる。

8 執行裁判所は、前項の申出を命じた場合において、差押債権者が同項の申出をしないときは、差押命令を取り消すことができる。

五 (債権証書の引渡し)

**第一百四十八条** 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第百六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方法により前項の証書の引渡しを受けることができる。

**第一百四十九条** 差押え又は仮差押えの執行の効力は、その残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押え又は仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その債権の一部について差押命令が発せられたときのその差押えの効力も、同様とする。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達された時に生ずる。

4 裁判所書記官は、差押命令を送達するに際して、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第百五十三条第一項又は第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他の最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならない。

5 差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。

6 差押命令の申立てについての裁判に対しては、執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送达をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出（第二十二条において準用する民事訴訟法第百十条第一項各号に掲げる場合にあっては、公示送達の申立て。次項において同じ。）をすべきことを命ずることができる。

7 執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送达をすることができない場合には、差押債権者は、執行裁判所に対する強制執行（第百六十七條の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。）は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(執行裁判所)

**第一百五十条** 登記又は登録（以下「登記等」という。）のされた先取特権・質権又は抵当権について担保される債権に対する差押命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権について差押えがされた旨の登記等を嘱託しなければならない。

**第一百五十二条** 給料その他の継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けるべき給付に及ぶ。

(継続的給付の差押え)

**第一百五十三条** 給料その他の継続的給付に係る定期金債権を請求する場合に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費用の額を限度として、差押えの後に受けるべき給付に及ぶ。

(扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合の特例)

**第一百五十四条** 債権者が次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権を有する場合において、その一部に不履行があるときは、第三十条第一項の規定にかかるわざず、当該定期金債権のうち確定期限が到来していないものについても、債権執行を開始することができる。

1 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

2 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一條及び第七百八十八條において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務



**第一百六十一条** 差し押さえられた債権が、条件付  
(譲渡命令等)

若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であること等の場合は、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その債権を執行裁判所が定めた額相当で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令（以下「譲渡命令」という。）取立てに代えて、執行裁判所の定める方法によりその債権の売却をする。執行官に命ずる命令（以下「売却命令」といふ。）又は管理人を選任してその債権の管理を命ずる命令（以下「管理命令」という。）その他相当な方法による換価を命ずる命令（第百六十七条の十第一項において「譲渡命令等」と総称する。）を発行することができる。

4 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

5 差し押さえられた債権が第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に第百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときは除く。）における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは」とする。

6 執行官は、差し押さえられた債権を売却したときは、債務者に代わり、第三債務者に対し、確定日付のある証書によりその譲渡の通知をしなければならない。

7 第百五十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令について、第一百五十九条第七項の規定は譲渡命令に対する執行抗告について第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に基づく執行官の売却について、第一百五十九条第三項及び第四項、第八十八条、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第三項及び第四項、第九十八条から第一百四条まで並びに第一百六条から第一百十条までの規定は管理命令に基づく管理について、それぞれ準用する。この場合において

て、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第一百六十一一条第七項において準用する第百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(供託命令)  
**第一百六十二条** 次の各号のいづれかに掲げる場合には、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託すべきこととを第三債務者に命ずる命令(以下この条及び第一百六十七条の十において「供託命令」という。)を発することができる。

一 差押債権者又はその法定代理人の住所又は氏名について第二十条において準用する民事訴訟法第百三十三条第一項の決定がされたとき。

二 債務名義に民事訴訟法第百三十三条第五項(他の法律において準用する場合を含む。)の規定により定められた差押債権者又はその法定代理人の住所又は氏名に代わる事項が表示されているとき。

三 第一項の申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

四 供託命令に対しては、不服を申し立てることができない。

(船舶の引渡請求権の差押命令の執行)

**第一百六十三条** 船舶の引渡請求権を差し押された債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に対し、船舶の所在地を管轄する地方裁判所の選任する保管人にその船舶を引き渡すべきことを請求することができる。

2 前項の規定により保管人が引渡しを受けた船舶の強制執行は、船舶執行の方針により行う。

3 第一項に規定する保管人が船舶の引渡しを受けた場合において、その船舶について強制競売の開始決定がされたときは、その保管人は、第一百六十六条第一項の規定により選任された保管人とみなす。

(動産の引渡請求権の差押命令の執行)

**第一百六十三条** 動産の引渡請求権を差し押された債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に対し、差押債権者の申立てを受けた執行官による動産を引き渡すべきことを請求することができます。

2 執行官は、動産の引渡しを受けたときは、動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その

**第一百六十四条** 第百五十条に規定する債権について、転付命令若しくは譲渡命令が効力を生じたとき、又は売却命令による売却が終了したときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権を取得した差押債権者又は買受人のために先取特権、質権又は抵当権の移転の登記等を嘱託し、及び同条の規定による登記等の抹消を嘱託しなければならない。

**第二項** 前項の規定による嘱託をする場合（次項に規定する場合を除く。）においては、嘱託書に、転付命令若しくは譲渡命令の正本又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した文書の謄本を添付しなければならない。

**第三項** 第一項の規定による嘱託をする場合において、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十六条第二項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する同法第十八条の規定による嘱託をするときは、その嘱託情報と併せて転付命令若しくは譲渡命令があつたことを証する情報又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した文書の内容を証する情報を作成しなければならない。

**第四項** 第一項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、同項に規定する差押債権者又は買受人の負担とする。

**第五項** 第百五十条の規定により登記等がされた場合において、差し押さえられた債権について支払又は供託があつたことを証する文書が提出されたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その登記等の抹消を嘱託しなければならない。債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも、同様とする。

**第六項** 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。  
(配当等を受けるべき債権者の範囲)

**第一百六十五条** 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる時までに差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とする。  
一 第三債務者が第二百五十六条第一項から第三項までの規定による供託をした時

二 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時

三 売却命令により執行官が売却金の交付を受けた時

四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時（配当等の実施）

第一百六十六条 執行裁判所は、第百六十一条第七項において準用する第百九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しなければならない。

一 第百五十六条第一項から第三項まで又は第二百五十七条第五項の規定による供託がされた場合

二 売却命令による売却がされた場合

三 第百六十三条第二項の規定により売却金が提出された場合

四 差押さえられた債権が第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上）の債権に第百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、配当等を実施してはならない。

（その他の財産権に対する強制執行）

第一百六十七条 不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権（以下この条において「その他の財産権」という。）に対する強制執行については、その登記等の地にあるものとする。

その他の財産権で第二債務者又はこれに準ずる者がないものに対する差押えの効力は、差押命令が債務者に送達された時に生ずる。

（その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて差押えの登記等が差押命令の送達前にされた場合には、差押えの効力は、差押えの登記等がされた時に生ずる。ただし、その他の財産権で権利の处分の制限につい





あるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

5 執行官は、第一項の強制執行においては、その目的物でない動産を取り除いて、債務者、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さなければならない。この場合において、その動産をこれらの方に引き渡すことができないときは、執行官は、最高裁判所規則で定めるところにより、これを売却することができる。

6 執行官は、前項の動産のうちに同項の規定による引渡し又は売却をしなかつたものがあるときは、これを保管しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

7 前項の規定による保管の費用は、執行費用とする。

8 第五項（第六項後段において準用する場合を含む。）の規定により動産を売却したときは、執行官は、その売得金から売却及び保管に要した費用を控除し、その残余を供託しなければならない。

9 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執行について準用する。

（明渡しの催告）

第二百六十八条の二 執行官は、不動産等の引渡し又は明渡しの強制執行の申立てがあつた場合において、当該強制執行を開始することができるときは、次項に規定する引渡し期限を定めて、明渡しの催告（不動産等の引渡し又は明渡しの催告をいう。以下この条において同じ。）をすることができる。ただし、債務者が当該不動産等を占有していないときは、この限りでない。

2 引渡し期限（明渡しの催告に基づき第六項の規定による強制執行をすることができる期限をいう。以下この条において同じ。）は、明渡しの催告があつた日から一月を経過する日とする。

3 執行官は、明渡しの催告をしたときは、その旨、引渡し期限及び第五項の規定により債務者が不動産等の占有を移転することを禁止されてできる。

4 執行官は、引渡し期限が経過するまでの間ににおいては、執行裁判所の許可を得て、引渡し期

限を延長することができる。この場合においては、執行官は、引渡し期限の変更があつた旨及び変更後の引渡し期限を、当該不動産等の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法により、公示しなければならない。

5 勘定により、公示しなければならない。この動産等の占有を移転してはならない。ただし、債権者に対し不動産等の引渡し又は明渡しをする場合は、この限りではない。

6 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、引渡し期限が経過するまでの間ににおいては、占有者（第一項の不動産等を占有する者であつて債務者以外のものをいう。以下この条において同じ。）に對して、第一項の申立てに基づく強制執行をすることができる。この場合において、第四十二条及び前条の規定の適用については、當該占有者を債務者とみなす。

7 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があつたときは、占有者は、明渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人でないことを理由として、債務者に対し、強制執行の不許を求める訴え提起することができる。この場合においては、第三十六条、第三十七条及び第三十八条第三項の規定を準用する。

8 明渡しの催告後に不動産等を占有した占有者は、明渡しの催告があつたことを知つて占有したものと推定する。

9 第六項の規定により占有者は、執行異議の申立てにおいて、債権者に对抗することができるがされたときは、當該占有者は、執行異議の申立てにおいて、債権者に对抗することができる。

10 明渡しの催告に要した費用は、執行費用とする。

#### （動産の引渡しの強制執行）

第二百六十九条 第二百六十八条第一項に規定する動産以外の動産（有価証券を含む。）の引渡しの強制執行は、執行官が債務者からこれを取り上げて債権者に引き渡し方方法により行う。

2 第二百二十二条第二項、第二百二十三条第二項及び第二百六十八条第五項から第八項までの規定は、前項の強制執行について準用する。

（目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行）

第二百七十条 第三者が強制執行の目的物を占有している場合においてその物を債務者に引き渡すことができる。

べき義務を負つているときは、物の引渡しの強制執行は、執行裁判所が、債務者の第三者に対する引渡請求権を差し押さえ、請求権の行使をする。

2 第百四十四条、第一百四十五条（第四項を除く。）、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百五十五条第一項及び第三項並びに第二百五十八条の規定は、前項の強制執行について準用する。

3 第百七十二条（代替執行）

第二百七十二条 次の各号に掲げる強制執行は、執行裁判所がそれぞれ当該各号に定める旨を命ずること。

二 不作為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で第三者に當該作為をさせること。

一 作為を目的とする債務についての強制執行 債務者の費用で第三者に當該作為をさせること。

2 第百七十三条（代行執行）

第二百七十三条 第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項、第二百七十条第一項及び第二百七十二条第一項に規定する強制執行は、それぞれ第二百六十八条から第二百七十二条までの規定により行う。

3 第百七十四条（子の引渡しの強制執行）

第二百七十四条 子の引渡しの強制執行は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行う。

一 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法

2 第百七十二条第一項に規定する方法

3 第百七十二条第一項に規定する方法

2 第百七十二条第一号に掲げる方法による強制執行の申立ては、次の各号のいずれかに該当するときでなければすることができない。

一 第百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあつては、その期間を経過したとき）。

2 前項第二号に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき。

3 子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を変更することができる。

3 執行裁判所は、前二項の規定による決定をする場合には、申立ての相手方を審尋しなければならない。

4 第一項の規定により命じられた金額の支払があつた場合において、債務不履行により生じた損害の額が支払額を超えるときは、債権者は、その超える額について損害賠償の請求をすることを妨げられない。

5 第一項の強制執行の申立て又は第二項の申立てにおける裁判に対する抗告をすること。

6 前条第二項の規定は、第一項の執行裁判所について準用する。

7 第百七十三条 第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項、第二百七十条第一項及び第二百七十二条第一項に規定する強制執行は、それぞれ第二百六十八条から第二百七十二条までの規定により行う。

8 前条第一項に規定する方法により行う。

9 第百七十五条（強制執行の申立て）

第二百七十五条 執行裁判所は、第二百六十九条第一項に規定する強制執行は、執行裁判所が前条第一項に規定する方法により行う。この場合においては、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

10 第百七十六条（強制執行の申立て）

第二百七十六条 執行裁判所は、第二百六十九条第一項に規定する強制執行は、執行裁判所が前条第一項の二号の二、第一号の三及び第四号を除く。）に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該債務名義についての執行文付与の訴えの管轄裁判所とする。

11 第百七十七条（強制執行の申立て）

第二百七十七条 執行裁判所は、第二百六十九条第一項に規定する強制執行は、執行裁判所が前条第一項の二号の二、第一号の三及び第四号を除く。）に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該債務名義についての執行文付与の訴えの管轄裁判所とする。

12 第百七十八条（強制執行の申立て）

第二百七十八条 執行裁判所は、第二百六十九条第一項に規定する強制執行は、執行裁判所が前条第一項の二号の二、第一号の三及び第四号を除く。）に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該債務名義についての執行文付与の訴えの管轄裁判所とする。

13 第百七十九条（強制執行の申立て）

第二百七十九条 執行裁判所は、第二百六十九条第一項に規定する強制執行は、執行裁判所が前条第一項の二号の二、第一号の三及び第四号を除く。）に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該債務名義についての執行文付与の訴えの管轄裁判所とする。



3 第十二条の規定は、前項の規定による決定については適用しない。

(代金の納付による不動産取扱いの効果)

第百八十四条 担保不動産競売における代金の納付による買受人の不動産の取得は、担保権の不存在又は消滅により妨げられない。

第百八十五条及び第一百八十六条 削除

(担保不動産競売の開始決定前の保全処分等)

第百八十七条 執行裁判所は、担保不動産競売の開始決定前であっても、債務者又は不動産の所有者若しくは占有者が価格減少行為(第五十五条第一項に規定する価格減少行為をいう。以下この項において同じ。)をする場合において、特に必要があるときは、当該不動産につき担保不動産競売の申立てをしようとする者の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、同条第一項各号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができる。ただし、当該価格減少行為による価格の減少又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができない。

一 前項の債務者は又は同項の不動産の所有者が当該不動産を占有する場合

二 前項の不動産の占有者の占有の権原が同項の規定による申立てをした者に対抗することができない場合

3 第一項の規定による申立てをするには、担保不動産競売の申立てをする場合において、第五十八条第一項から第三項までの規定により提出すべき文書を提示しなければならない。

4 執行裁判所は、申立人が第一項の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から三月以内に同一項の担保不動産競売の申立てをしたことを証する文書を提出しないときは、被申立人又は同項の不動産の所有者の申立てにより、その決定を取り消さなければならない。

5 第五十五条第三項から第五項までの規定は第一項の規定による決定について、同条第六項及び第九項並びに第五十五条の二の規定は第一項の規定による決定(第五十五条第一項第一号に

掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずるものと除く。)について、第五十五条第十項の規定は第一項の申立て又は同項の規定による決定(同条第一項第一号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずるものと除く。)の執行に要した費用について、第八十三条の二の規定は第一項の規定による決定(第五十五条第一項第三号に掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずるものに限る。)の執行がされた場合について準用する。この場合において、第五十五条第三項中「債務者以外の占有者」とあるのは、「債務者及び不動産の所有者以外の占有者」と読み替えるものとする。

6 第二項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

7 第二項の申立てに於ける執行異議(動産の差押えに対する執行異議)

第百八十九条 動産競売に係る差押えに対する執行異議の申立てにおいては、債務者又は動産の所有者は、担保権の存在在若しくは消滅又は担保権によつて担保される債権の一部の消滅を理由とすることができる。

8 第二項の申立てに於ける執行異議(動産執行の規定の準用)

第百八十八条 第四十四条の規定は不動産担保権の実行について、前章第二節第一款第二目(第八十一条を除く。)の規定は担保不動産競売について、同款第三目の規定は担保不動産収益執行について、同款第三項までに規定する文書」と、第一百八十五条第一項第四号中「一般の先取特權」とあるのは「先取特權」と読み替えるものとする。

9 第二項の規定は、船舶(船舶の競売)

第百八十九条 前章第二節第二款及び第一百八十八条から第一百八十四条までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第一百五十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本」とあるのは「第一百八十九条において準用する第一百八十二条を除く。」及び第一百八十三条の規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第一百五十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本」とあるのは「第一百八十九条において準用する第一百八十二条を除く。」及び第一百八十三条の規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。

10 第二項の規定は、船舶(船舶の競売)

第百九十二条 前章第二節第三款(第一百二十三条规定から第一百八十四条までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第一百五十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本」とあるのは「第一百八十九条において準用する第一百八十二条を除く。」及び第一百八十三条の規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。

11 第二項の規定は、船舶(船舶の競売)

第百九十三条 第百四十三条に規定する債権及び第一項から第三項までに規定する財産権(以下この項において「その他の財産権」という。)を目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書(権利の移転について登記等を要するその他の財産権を目的とする担保権で一般の先取特権以外のものについては、第一百八十九条第一項第一号から第三号まで、第二項又は第三項に規定する文書)が提出されたときに限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設定若しくは土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)による収用その他の行政処分により債務者が受けるべき金銭その他の物に対し民法その他の法律の規定によつてするその権利の行使についても、同様とする。

12 第二項の規定は、船舶(船舶の競売)

第百九十四条 第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定は、担保権の実行としての競売、担保不動産収益執行並びに前条第一項に規定する債務者による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売

13 第二項の規定は、船舶(船舶の競売)

第百九十五条 留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売については、担保権の実行としての競売の例によつて管轄する。

14 第二項の規定は、船舶(船舶の競売)

第百九十六条 この節の規定による債務者の財産の開示に関する手続(以下「財産開示手続」という。)については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

15 第二項の規定は、船舶(船舶の競売)

第百九十七条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

16 第二項の規定は、船舶(船舶の競売)

第百九十八条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

17 第二項の規定は、船舶(船舶の競売)

第百九十九条 動産を目的とする担保権の実行としての競売(以下「動産競売」という。)は、次に掲げる場合に限り、開始する。

一 債権者が執行官に対し当該動産を提出した場合

二 債権者が執行官に対し当該動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書を提出した場合

三 債権者が執行官に対し当該動産の許可の決定書の謄本を提出し、かつ、第一百九十二条において準用する第一百二十三条第二項の規定による

18 第二項の規定は、船舶(船舶の競売)

第百九十条 動産を目的とする担保権の実行としての競売(以下「動産競売」という。)は、次に掲げる場合に限り、開始する。

一 債権者が執行官に対し当該動産を提出した場合

二 債権者が執行官に対し当該動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書を提出した場合

三 債権者が執行官に対し当該動産の許可の決定書の謄本を提出し、かつ、第一百九十二条において準用する第一百二十三条第二項の規定による

19 第二項の規定は、船舶(船舶の競売)

第百九十二条 執行裁判所は、担保権についての動産競売の開始を許可する

(担保権の実行についての強制執行の総則規定の準用)

第一項に規定する場所又は容器にない場合は、この限りでない。

20 第二項の申立てに於ける強制執行の手続(申立ての日より六月以上前に終了したものと除く。)において、申立人が当該先

21 第二項の申立てに於ける強制執行の手続(申立ての日より六月以上前に終了したものと除く。)において、申立人が当該先

22 第二項の申立てに於ける強制執行の手続(申立ての日より六月以上前に終了したものと除く。)において、申立人が当該先

23 第二項の申立てに於ける強制執行の手續を実施する旨の決定をしなければならぬときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

24 第二項の申立てに於ける強制執行の手續を実施する旨の決定をしなければならぬときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

25 第二項の申立てに於ける強制執行の手續を実施する旨の決定をしなければならぬときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。











